

2018年11月12日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県山形市上町 4-14-6
日本たばこ産業株式会社
山形支店 支店長 墨谷健二
電話 023-647-3566

山形県「受動喫煙防止対策に係る条例の考え方」についての意見

日本たばこ産業株式会社(以下「当社」)は、望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについて賛同しており、喫煙環境の整備やマナー啓発活動を実施しております。

本年7月に国会において「健康増進法の一部を改正する法律」(以下、「改正健康増進法」)が可決されたところです。改正健康増進法は「望まない受動喫煙」を防止するために定められた法律であり、当社は国が定める取り組みを全国一律のルールとして自治体が連携して推進していくことが望ましいと考えています。

山形県において受動喫煙を防止する取り組みが推進されることについても賛同いたしますが、県民や事業者が混乱せず、推進されることが重要と認識しております。

上記の観点より「受動喫煙防止対策にかかわる条例の考え方」(以下、「条例の考え方」)について、以下の通り申し述べます。

1. 第二種施設の公共性の高い施設の対策について

第1回山形県受動喫煙防止対策推進委員会にて示された「やまがた受動喫煙防止宣言」(以下、「宣言」)における中期目標の達成状況によると、「宣言」制定後の取り組みにより、公共性の高い施設においては、敷地内禁煙もしくは建物内禁煙の実施率がほとんどの施設で100%を達成しています。また改正健康増進法の施行により、その取り組みはさらに加速すると予測されます。

加えて、改正健康増進法では多数の者が利用する施設を第一種施設、第二種施設の二つに分類しておりますが、「条例の考え方」においては第二種施設のうち「公共性の高い施設」をさらに区分し、講ずべき対策を定めております。条例により山形県が独自に分類を増やし、講ずべき対策を義務化することは、たとえ努力義務であっても県民や対策を講じる施設管理者の混乱を招く恐れがあります。

現在、公共性の高い施設ではほとんどの施設で対策がなされていること、県民の混乱を防ぐ目的から、改正健康増進法とは異なる類型を設定することは不要であり、第二種施設の対策については改正健康増進法の周知に努めることが重要と考えます。

2. 加熱式たばこについて

加熱式たばこの受動喫煙による健康影響について、厚労省は「現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」との見解に立ち、改正健康増進法において、紙巻たばことは異なる規制を定めております。

山形県においても、今後加熱式たばこについて検討をする際には科学的エビデンスに基づいた議論がされるべきであると考えます。

当社といたしましては、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会の実現に向けて、当社が有する喫煙場所設置に関する知見や加熱式たばこの知見のご提供、分煙コンサルティング活動を通じて山形県の受動喫煙防止の取り組みに積極的に協力をさせていただきます。

以上